

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年1月7日

【会社名】 すてきナイスグループ株式会社

【英訳名】 Nice Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉田 理之

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

【電話番号】 横浜(045)521-6111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部広報部長 森 隆士

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号

【電話番号】 横浜(045)521-6111(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部広報部長 森 隆士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は2020年1月7日開催の取締役会において、2020年3月31日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社かつ特定子会社であるナイス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1.特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1)当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 : ナイス株式会社
住所 : 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号
代表者の氏名 : 取締役社長 杉田理之
資本金の額 : 9,000百万円
事業の内容 : 住宅建築用資材の国内流通・輸入販売事業、住宅分譲・不動産仲介事業

(2)当該異動の前後における当社所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 100,000個

異動後 : - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100%

異動後 : - %

(3)当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社が、当社の特定子会社であるナイス株式会社を吸収合併することにより、同社が消滅するためであります。

異動の年月日 : 2020年3月31日

2. 吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|----------------------------------|
| 商号 | ナイス株式会社 |
| 本店の所在地 | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 |
| 代表者の氏名 | 取締役社長 杉田理之 |
| 資本金の額 | 9,000百万円 (2019年3月31日現在) |
| 純資産の額 | 9,481百万円 (2019年3月31日現在) |
| 総資産の額 | 102,366百万円 (2019年3月31日現在) |
| 事業の内容 | 住宅建築用資材の国内流通・輸入販売事業、住宅分譲・不動産仲介事業 |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位：百万円)

| 事業年度 | 2017年3月期 | 2018年3月期 | 2019年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 174,409 | 190,926 | 203,230 |
| 営業利益 | 672 | 818 | 1,162 |
| 経常利益 | 394 | 305 | 483 |
| 当期純利益 | 64 | 342 | 227 |

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

すてきナイスグループ株式会社 100%

当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|--|
| 資本関係 | 当社はナイス株式会社の総議決権の100%を保有しております。 |
| 人的関係 | 当社取締役がナイス株式会社の取締役を兼務しております。 |
| 取引関係 | 当社は、ナイス株式会社との間で「事務所・倉庫等の賃貸」、「グループ経営分担金及び通常使用権許諾の契約」および「資金の貸付」を行っております。 |

(2) 当該吸収合併の目的

当社は、2007年10月1日付で会社分割により持株会社体制に移行し、当社が持株会社としてコーポレート・ガバナンスの充実やグループ全体最適のための戦略立案を推進し、ナイス株式会社が建築資材事業及び住宅事業を主たる事業領域に中核事業会社として事業を展開する体制を目指してまいりました。

しかしながら、持株会社体制移行後、2008年9月に起きたリーマンショックの影響を受け、2009年3月期において、売上高の減少や販売費の増加に加え、販売用不動産の評価損などにより、多額の当期純損失を計上し、当社グループの収益構造の大きな転換期となりました。

また、持株会社体制に移行後の当社の取締役会は、創業家が当社とナイス株式会社の代表者を兼任し、事実上、ナイス株式会社の取締役会と一体的に開催されるなど、管理部門の十分とはいえない人員体制と相まって、当社の持株会社体制によるガバナンス機能が当初の想定どおりに機能しておらず、子会社の管理・監督が必ずしも十分にできてはおりませんでした。

さらに、創業家である代表者が、当社代表取締役を退任し、ナイス株式会社の代表者を継続したものの、引き続き、実質的な当社グループのトップとしてグループ全体の意思決定を行っていたため、ガバナンス機能がナイス株式会社に集中する構造がより顕著化していきました。

そのようななか、2019年5月16日に金融商品取引法違反の容疑で証券取引等監視委員会の強制調査等を受け、同年9月20日付で株式会社東京証券取引所より当社の内部管理体制等について未だ不備が

あり、改善の必要性が高いと認められ「特設注意市場銘柄」の指定を受けました。

当社は、2019年8月23日付「第三者委員会調査報告書の受領に伴う再発防止策のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、創業家と決別し、新たな管理体制・企業風土を構築していくため、同日付で外部専門家たる弁護士を中心とした「創業家との関係整理委員会」を設置いたしました。さらにグループ全体を対象に、組織及び事業の再編について検討を行い、このたび管理部門の組織改編を行うとともに、当社がナイス株式会社を吸収合併することで、当社とナイス株式会社の二層構造を解消し、全社が一丸となって強固なガバナンス体制を敷いたうえ、中核事業会社として収益モデルの迅速な再構築、並びにグループの不採算会社の撤退・清算が急務であると判断いたしました。

本合併後は、当社を中核事業会社とする体制でコーポレート・ガバナンス並びにグループの競争力の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、本合併については2020年2月7日開催予定の取締役会において合併契約の締結を承認する予定であり、その後、2020年3月中旬開催予定の臨時株主総会における承認をもって正式に決定となります。

(3)当該吸収合併の方式、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方式

当社を存続会社とし、ナイス株式会社を消滅会社とする吸収合併を予定しております。

吸収合併に係る割当ての内容

ナイス株式会社は当社の完全子会社であるため、本合併に際して、当社は株式の割当て及び金銭その他の財産の交付をいたしません。

その他の吸収合併契約の内容

本合併の日程

| | |
|--------------|---------------------|
| 本合併方針決定取締役会 | ： 2020年1月7日(火) |
| 株主総会基準日公告日 | ： 2020年1月7日(火) |
| 株主総会基準日 | ： 2020年1月22日(水) |
| 合併契約承認取締役会 | ： 2020年2月7日(金) (予定) |
| 合併契約締結日 | ： 2020年2月7日(金) (予定) |
| 合併契約承認株主総会 | ： 2020年3月中旬 (予定) |
| 合併予定日(効力発生日) | ： 2020年3月31日(火)(予定) |

本合併は、ナイス株式会社においては、会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、合併契約に関する株主総会決議を経ずに行います。

(4) 吸収合併に係る割当ての算定根拠

該当事項はありません。

(5)当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|---|
| 商号 | ナイス株式会社(注) |
| 本店の所在地 | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 |
| 代表者の氏名 | 取締役社長 杉田理之 |
| 資本金の額 | 22,069百万円 |
| 純資産の額 | 現時点では確定していません。 |
| 総資産の額 | 現時点では確定していません。 |
| 事業の内容 | 住宅建築用資材の国内流通・輸入販売事業、住宅分譲・不動産仲介事業及び当社グループにおけるグループ戦略立案・経営管理など |

(注)当社は、2020年3月中旬開催予定の臨時株主総会に付議する予定の本合併に係る合併契約の承認議案、及び商号変更に係る定款一部変更の議案が承認されることを条件として、商号を変更いたします。